

青色申告

蒲田会報

No. 796

令和3年
9月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎郎



蒲田税務署長 黒 滝 典 恵

着任のごあいさつ

新秋の候、一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のことと心からお慶び申し上げます。

この度の定期人事異動により、東京国税局課税第一部から転任してまいりました黒滝でございます。前任の轟署長同様、御支援を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

江川会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な執行に對しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、申告納税制度の根幹である青色申告制度の普及・育成活動、納税道義の高揚を図るための各種講習会・記帳確認・記帳指導や各種広報活動など、幅広い事業活動を永年にわたり精力的に展開され、適正申告の推進やe-Taxの利用促進などに大きく貢献されています。

こうした皆様方の御尽力と熱意ある活動に對しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

令和2年分の確定申告は、前年に引き続き新型コロナウイルスの延長などの措置が講じられました。そのような中で、確定申告会場の「青色コーナー」では、一般納税者への青色申告制度や記帳の仕方の説明など、多大な御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、私どもが税務行政を執行するに当たりましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすために、納

税者の皆様の理解と信頼を得ながら、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税・徴収事務に取り組んでいるところです。

本年4月、税務行政を取り巻く環境や働き方の多様化に伴い、新たに「国税庁の組織理念」が策定されました。この理念の中で「組織として目指す姿」として、「経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織」が掲げられております。この実現のために取り組んでいる「内部事務のセンター化」などの施策については、e-Taxの更なる普及と添付書類を含む全ての書類の電子化、また、キャッシュレス納付の利用促進、さらに、マイナンバーカードの普及拡大が必要不可欠となっております。引き続き、各種手続のデジタル化促進に向けた御支援をお願いいたします。

また、近年のICTの発達によって個人事業を営むハードルが下がり、フリーランス等の新たな個人事業者が増加しております。事業者の方々にも正しく申告していただくためには、継続的に正しい記帳を行っていただくことが肝要です。正確な記帳は、経営管理に資するものでもあり、ひいては事業の発展にもつながるものです。さらに、今般のコロナ禍に際して、事業者に対する各種支援を実施する上でも正確な記帳が不可欠であることが広く認識されました。

私ども税務署といたしましては、これらを契機に青色申告会の皆様方と連携しながら、ICTを利用した記帳や申告水準の更なる向上に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、税務行政への一層の御支援・御協力について、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人蒲田青色申告会の益々の御発展、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の繁栄を心から祈念いたしました。着任の挨拶とさせていただきます。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

**蒲田税務署
担当の方々のご紹介**



山本副署長
〔出身地〕千葉県
〔趣味〕ゴルフ

〔メッセージ〕 成田税務署から異動してまいりました。

蒲田青色申告会の皆様方には、日頃から税務行政に対し、深い御理解と多大なる御支援を賜り、誠にありがとうございます。コロナ禍で様々な行事が中止となるなど厳しい状況ではありますが、これまで同様に貴会との連携、協調を維持していくこととしてまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。



越前個人課税第1統括官
〔出身地〕神奈川県
〔趣味〕鎌倉・周辺散策

〔メッセージ〕 蒲田税務署2年目となりました。

蒲田青色申告会の皆様には、日頃から並々ならぬご協力を賜り、ありがとうございます。本年も会勢拡大・青色申告制度普及に向け、また、各種制度の周知広報に足並み揃えて取り組んでまいりたいと思っておりますので引き続きよろしくお願いいたします。



長谷川指導上席
〔出身地〕山形県
〔趣味〕子の夕飯準備

〔メッセージ〕 蒲田税務署指導担当2年目となりました。本年も、蒲田青色申告会の皆様と、青色申告の普及、税の啓蒙活動などに取組みたいと思っております。インボイスなど税法改正の周知等にもご協力をお願いいたします。

電子帳簿保存法が改正されました

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。

～ 電子帳簿等保存に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。
一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。
正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

ワンポイント情報

○電子帳簿の手続に関するQ&A

Q 新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除(65万円)の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A 適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除(65万円)の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。

Q これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A 過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出(又は税務当局からの取消処分)がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

都税だより

☆9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です

(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(木)までにお納めください。納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。

また、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】

大田都税事務所 電話 03(3733)2411(代表)

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

★安心な国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要(信用保証協会の保証も不要)の融資制度です。

[限度額] 2,000万円

[利率] 1.21% (2021年8月2日現在)

[融資対象]

- ・従業員20人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下)の法人・個人

[使途] 事業資金(運転・設備資金)

[返済期間] 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については上記金利より当初2年間0.5%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2022年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで

TEL 03(3734)1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください
・法律相談・税務相談・労務相談
《予約制・無料》
※本相談は経営に関する相談に
限定しております。

【当会の役員はボランティアで活動しております】

事務局より

当会は駐車場・駐輪場がございませんので、事務局へお越しの際は、公共の交通機関か、最寄りの有料駐輪場等をご利用くださいませぬ。無断駐輪等は、近隣のかたのご迷惑となりまへすのでおやめください。尚、緊急事態宣言中は、事務局へのご来局をご遠慮くださいますよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

クーポン付 会員応援キャンペーン 実施中

玄海鮨 蒲田西口店

- ・所在地：大田区西蒲田7-26-8
xeビル2階 (JR 蒲田駅西口から徒歩5分)
- ・電話番号：3732-1604
- ・営業時間：通常…17:00～25:00
営業時間短縮等要請期間中…16:00～20:00
(休業の場合あり)
- ・メニュー：1人前1000円から
テイクアウト・出前 (西蒲田に限る) は、1人前900円から
- ☆ 会員特典：① 店内飲食の場合、人数分の生ビール中ジョッキ (一杯600円) サービス (但し、酒類提供の自粛等期間を除く)
② テイクアウト・出前は、1人前に付き100円引き

すし職人として、昭和50年から日々精進しております。お客様の笑顔が見られることがうれしくて、その日の最高の旬な魚をご用意しております。日本酒や焼酎も、全国から銘酒と言われるものを取り揃えております。今日も丹精を込めた仕事をしますので、皆様のご来店をお待ちしております。

蒲田青色申告会応援キャンペーン用クーポン
玄海鮨蒲田西口店の特典

- ① 来店者全員に生ビール中ジョッキ一杯ずつサービス
- ② テイクアウト・出前1人前に付き100円引き

会員氏名： _____

有効期限：令和3年11月30日まで

※コピー不可

※会員特典を受ける方は、注文時に、希望する特典を伝え、会員の方の氏名を記載した「蒲田青色申告会応援キャンペーン用クーポン」を提出してください。尚、クーポンをコピーしたものではありませんので、ご了承ください。

毎月配布しております小冊子「BLUE RETURN 青色申告」は、先月配布分のVol. 815が8・9月合併号のため、今月の配布はありません。

青色共済会費の口座振替をご利用の方へ
9月24日(金)に令和3年11月、令和4年1月分が引落しされます。なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしません。

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381

